

日バス協企労第321号  
令和2年10月5日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一

令和2年度最低賃金の改定に関する周知・広報の実施等について（周知依頼）

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省労働基準局長より、別添1のとおり、令和2年度の地域別最低賃金について、8月から9月の間にすべての改定告示が行われ、10月1日から順次改定額が発効することの通知及び地域別最低賃金の額の周知方協力依頼がありました。

また、厚生労働省労働基準局賃金課より、別添2のとおり、最低賃金の引き上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」支給の周知方協力依頼がありました。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下事業者に周知方よろしく願いいたします。

担当：企画労務部 田知花

TEL：03-3216-4015